慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	支那と関税問題（一）
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.4 (1917. 4) ,p.494(66)- 513(85)
JaLC DOI	10.14991/001.19170401-0066
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那と關稅問題（二）

阿部秀助

目次

一、緒言
二、支那財政上に於ける關稅の地位
三、對支貿易と關稅問題
四、對支貿易と低級的工業の將來

一

吾人は支那を以て老大なすなきの國家と信ずること能はず、單に然か信することは能はざるのみならず、寧ろ經濟的富源の立脚地より見る時は、彼れは恰も眠れる獅子に似たり、只だ此眠れる獅子をして活動的狀態に置かしむる爲めには、前途、尙ほ幾多の革新的事業を必要とす、而して此革新的事業たるや、單に中華國民が自己の力のみによりて成し能ふものと、外力の援助を得るにあらずんば、到底實現し得ざるものとあり、彼の最近、我邦紡績業者の間に物議を釀せし關稅率改正問題の如きは實に後者に屬するものなりとす。

蓋、支那の財政狀態が不安、動搖を曝露するに至りしは、必ずしも今日に始まれるにあらず、既に今を去る二十餘年前の日淸戰役に於て之れが缺陷を現はし、爾來、義和團匪に次ぐに辛亥の革命を以てし、其間、巨額の軍費を蕩盡し去るに至れり、斯くの如く一面に於ては不生產的軍費の消耗と共に、又た一面に於ては前淸時代に於て各省より中央政府に廻送せられたる上納金は政變發生當時にありては、多く停止せらるゝに至れり、單に停止せられしのみに止まらずして、却て各省は中央政府に向て財政上の援助を求めしもの多く、政府は既に自己が財政困難の狀態に陷しに不拘、大局保全の必要上よりして、其間の事情を調査して之れが要求に應ぜしもの民國肇建の當時にありて千四百餘萬元及び各省の負擔たる賠款外債を合せて七千七百五十餘萬元を支拂ふに至れり、加ふに中央政府の經費に充てられし奉天、

直隸、山東、山西諸省の鹽稅收入の如きも善後借款成立後は別途に積立つる必要ありし爲め、何等の用をなさず、斯くて、中華民國の財政は極めて絕望の狀態に陷りしものなりとす。（一）

一、千九百十二年には、各省より北京に送金せしもの甚だ少く、當時、北京政府が領收せし額は平時即ち革命前の受領額五千萬兩の約四割にも達せず、斯くて其結果は中央政府の豫算面に著しき缺陷を現はし、民國二年即ち千九百十三年の豫算表によれば墨銀三億弗即ち米銀貨に換算して約一億三千萬弗の不足を生ずるに至れり、（A. P. Winston, Chinese Finance under the Republic, The quarterly Journal of Economics. Vol. XXX. p 762-763.）更に當時地方の各省が充分に中央政府を援助すること能はざりし一例としては余は當時に於ける山西省の狀態を擧げんと欲す。

辛亥九月の革命起るや土匪其間に乘じて布政使衙門の金庫を檢授し、且つ同衙門を燒燬せしを以て、一切の必要書類を失ふに至り、此年冬李盛鐸民政長兼布政使に任ぜられしも、萬事手の着け樣なく、其後周勃民政長兼布政使たりしも、これ亦た一切の手續未だ完備せず、民國元年六月十八日財政司の成立ありしも、在來の不始末の結果何等據る可きなく、金庫依然底を拂ひ、案卷も亂雜不完全を極むるに至れり、而して張瑞璣、其後同省の財政司となるや、鋭意改革を圖り、釐金の廢止せるものを復活し、稅捐の停免せるものを再徵し、革命後各處の釐金局が地方の手に歸し居たるものを省政府の手に取上げ、同時に各縣の財政を調査し、大に整頓に取掛りしも、當時、省南、平陽、解絳の如き何れも河東の範圍に屬せし結果、悉く河東の官憲にて收入せられ、又東路、潞澤、遼、泌、等の地方にては稅捐は地方官紳の手に歸し、塞外十二縣は綏遠城の範圍に屬して將軍戒嚴令を下して各種の稅金少しも納付を見ず、斯くの如く財政上、不統一の狀態を呈せし以外に、革命後知事に任ぜられしものゝ多くは經驗に乏しく、萬事事なかれ主義を持し出來る丈け地方人士の反對を受けざらんとせし結果、自然財政上の實權は地方紳士の手に歸せり、即ち彼等は地方の事務を司どる機會を利用して、任意に官權を流用し、或は兵隊の爲めに出費し、且つ其使途を明記せず、或は不實を報じ、上半季、下半季と前後併合して之れを上納するあり、指摘之れを責めれば、之れを拒み、甚しきは縣議會に地方財政に干預するを禁じあるも、之れを機して知事の命を奉せず、一切地方財政は革命の日の秩序久しく亂れ、到底一時に廓清し得ざる狀態を呈せしものなりとす、（上海、第五十七號）斯くの如きは單に山西省のみにあらずして爾余の諸省にありても大同小異の狀態を呈せしものなりとす。

以上、述ぶるが如き絕望的財政に於て一時的の慰安を與ふるものは、中華國民の所謂、給を外人に求むる即ち借款政策にあり、然かも此借款政策たるや、之れを外にしては列强をして支那其者に於ける利權獲得熱を熾んならしめ、之れを內にしては、時に中央政界をして財權の爭奪を惹起さしむるの醜態を繰返さしむることあ

り、即ち前者に就きて見れば、彼の長江一帶は英國の勢力範圍と稱せらるゝに不拘、佛國は浦口借款、漢口鐵橋借款、鄂滇鐵道借款を、米國は導准借款を自國は同成鐵道借款を成立せしめし結果、英國は自己の勢力範圍の侵害せらるゝことを恐れ、之れが對抗上、浙江より江西を經て湖南、長沙に達する浙湘鐵道の布設權を要求せしことあり、況んや列强の借款政策中には其手段に於て、其目的に於て支那其者にとりて恐る可き政治的禍根の伏在せるものあり、又、之れを內にしては借款問題なるものは政府其者に於ける權力爭奪の根本的源因たることなり、彼の實業借款の主張者たる梁士詒が熊、汪、梁をして辭職せしめ、以て交通、農商、財政の三要部を自己の勢力範圍となせしが如きは此間の消息を洩すものなりとす、曾て袁世凱は時の財政總長周學熙に對して次の如き言をなせりと、「支那現今の財政困難は固より名狀すべきにあらず、暫らく外債を借入れ、一時を彌縫するは實際上免れざる所なるも、一歩を退て靜思すれば外債の借入は支那の爲めに最も危險なり、何んとなれば列國は財政の窮乏に乘じて其野心を逞くし、表面親切を裝ひて、實は種々の手段を弄せばなり、試みに第一次、善後借款の條件及び最近、鹽政改革に對して爲したる干涉の如何に苛酷なりしかを見よ、外債を借入れば國家の不利となり、借らざるも亦不利なり、借りての不利は外來的にして、借らざるの不利は內發的なり、想ふに內發的の不利は忍ぶ可きも、外來的の不利は最も恐る可し、故に余は漸進主義を取らん」と、彼の第二次大借款交涉の進行が遲々たりしが如き五國借款團の態度が愼重なりしことは、勿論なりとするも、又、當時に於ける北京政府が以上の如き見解を有せしことも、預つて源因をなせしものと信ず、之れを要するに、借款政策なるものは、支那の財政にとりては正法にあらずして一種の奇法なり、況んや借款其者にも自から限度あるに於てをや、又、況んや、歐洲の戰亂は殆んど外債の途を斷たしむるに至り、支那其者をして主として自國の財源により自國の經費を支辨するの狀態に存せしむるに至りしおや、故に吾人は更に他の方面より現時に於ける支那財政の解決點を求めざる可からず。

曩きに總理たりし熊希齡は曾て國會に對する長文の通告書に於て、日本の課稅額が一人に就きて約十二元なるに對して支那租稅の一人割は僅かに一元に過ぎずとなし、此際煙草及爲替手形に課稅し、關稅を增率し、鹽政を改革し、一面、釐金稅を

徹廢せば次の如き增收入を得可きことを以てせり。

稅目	熊氏立案	民國四年度中央收入豫算表	差引增加額
田賦	八四、〇〇〇、〇〇〇元	七八、〇〇〇、〇〇〇元	六、〇〇〇、〇〇〇元
鹽稅	八〇、〇〇〇、〇〇〇	七八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
海關稅	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六二、〇〇〇、〇〇〇（關稅） 六八、〇〇〇、〇〇〇（釐金）	二一、〇〇〇、〇〇〇
家屋及消費稅	一五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇（減）
煙酒稅	一五、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇
礦業稅	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—
通行稅	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—
所得稅	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
檢認稅	二、〇〇〇、〇〇〇	—	—
落地稅	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—
銀行券稅	三、〇〇〇、〇〇〇	—	—
量衡器專賣權	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—
結婚證明料	三、〇〇〇、〇〇〇	—	—
造幣局收入	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
官業收入	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—

以上、熊氏の立案は北京の外人間には多少、疑問を以て迎えられしものにして、其他、支那に於ける財務當局者の常に口にする問題としては(一)田賦の整頓、(二)關稅の改正(三)雜稅の調査、(四)舊稅の整理、(五)中央政費の輕減、(六)幣制改革、(七)內國公債、(八)巡按使の財政の管督權、(九)國立銀行の設立等なりとす、吾人は以下、支那財政上最も重要なる意義を有する田賦及鹽稅を論じて然る後、關稅に及ばんと欲す。

古來より支那は農國にして從つて國家歲入の基礎は地租即ち田賦にあり、今、同國が有する耕地面積に就きて考察するに、元より精確なる點は之れを知ること能はざるも、最近の調査によれば支那本部滿洲等二十二省の耕地面積は合して二十一億四千六百九十六萬二千畝にして之れを細別する時は左の如し。

省名		省名	
直隸	一三五、八〇〇、〇〇〇畝	陝西	九五、二七〇、〇〇〇
山東	七五、九七〇、〇〇〇	甘肅	九六、九六六、〇〇〇
山西	一〇一、八三〇、〇〇〇	四川	一六五、六五三、〇〇〇
河南	八七、九四〇、〇〇〇	廣東	一二九、九七〇、〇〇〇
江蘇	五八、六〇〇、〇〇〇	廣西	七一、四六六、〇〇〇
安徽	七四、八一〇、〇〇〇	雲南	一二七、七四六、〇〇〇

江　西	八九、四八〇、〇〇〇	貴　州	六四、七七六、〇〇〇
浙　江	五六、六七〇、〇〇〇	新　疆	八一、一二〇、〇〇〇
福　建	六六、三二〇、〇〇〇	東三省	二四一、八〇五、〇〇〇
湖　北	九一、四一〇、〇〇〇	總　計	二、一四六、九六二、〇〇〇
湖　南	一〇三、三八〇、〇〇〇		

以上の耕地面積に於ける農產物の一年間平均收穫高は、大米二億五千萬石、小米四億萬石、小麥四億四千五百萬石、大豆一億五千五百萬石、高粱九千五百萬石、其他各種雜穀一億二千萬石、合計十四億六千五百萬石たり、而して以上の農產物を生產する耕地は、今を去る二百五十年前即ち彼の康熙年間、永不加賦の上諭を發して、之を一子相傳の國是となせし以來、田賦の定率を其儘になすことを以て歷朝善政と心得し結果、政府歲出の增減につれて、歲入の大宗たる田賦の率を增減するを得ず殆んど固定せるものとなれり、但、之れが稅率は、當時に於ける地方の狀態を重んじて、何等、其間に干涉せざりし結果、各省を通じて統一せる標準なく、單に各省每に統一せる標準なきのみならず、同じく一省內にありても、相同じからず、今、最近の狀態を示す時は左の如し。

省別	田畝種類	田賦の多寡 最低	田賦の多寡 最高	田賦の多寡 平均
直隸	民賦田（普通民田） 更名田（明朝の各藩の領せる者清朝民田に編入す） 農桑	一〇四文	一三二文	一一八、五文
	藩草			
	歸課耕地			
	河歸莊田			
	併衙所田			
	游地田			
山東	更民賦田	三二	二四七	一三九、五
	歸併衙所地田			
	嫂鹽地田			
山西	更民賦田	一七	一三〇	一二三、五
	歸併場所地田			
河南	民賦田	一四	三五二	一八三、〇
	更名衙田			
	歸衙田			
江蘇	民賦田	九	一八三	九六、〇
	山湖灘田			
安徽	水草民賦田	一五	一〇九	一一二、〇
	衙官地田			
	所山田			
江西	四民賦田	一三	一五〇	八一、五
	歸衙地田			
福建	民賦田	一六	二八六	一五一、〇
	廢汲入寺田			

浙江	衙蕩民	塘湖賦	一五	三二五　一七〇、〇
		所田地		
湖北	屯衛更民	賦田名	三二五	四、八一〇　二、五六七、五
		田地		
湖南	屯更民	賦名	二七三	四、七八四　二、五二八、五
		田田		
陝西	屯更民	賦名	一、八一五	四、六四七　三、二六七、〇
		田田		
甘肅	屯更土民	賦司	二	一、九一五　九八、六
	滸屯更民	名		
		田田		
		地地		
四川	土屯民	賦	一五	一〇八　六一、六
		司		
		田地		
廣東	屯民	賦	八一	二九二　一八六、六
	溝車	田地		
廣西	獠猺民	賦	二四	二六〇　一四二、〇
		田田		
雲南	夷馬民	賦	—	—
		地場田		
貴州	苗民	賦	一四	八四五　四二九、五
	屯土	田		
		田司		
		田地		
新疆	回民	賦	—	—
		田田		
奉天	皇宗室八旗	賦宮莊	一	三九　二〇、〇
		莊莊		
		莊莊		
黑龍江	林同	右	—	—

以上の計數は、明かに各省に於ける負擔上に大小高低の存することを示すものなりとす、殊に江蘇にありて蘇州、松江、太倉の三府の如きは最も重しと稱せらる、或は云ふ、明の太祖、蘇州、松江、常州、太倉、杭州、嘉興、湖州等の人民が張士誠の爲め死守せるを怒り特に其賦を重くせりと、而して現時に於ける支那の財政をして鞏固ならしむる爲め、地力の負擔し得る程度迄、地租を增加し、整理せん爲めには、少くとも二個の手段、即ち地價修正と、修正せられたる地價を基本として稅率を定めざる可からず、而して地價の修正を行ふ爲には支那全部に亘りて地味の檢定と面積の丈量を必要とす、而して以上の要求を實現せんとして設置せられしものは經界局なり

とす、當時發布せられし申令には「經に曰く仁政は必ず經界より始む、經界正しからざれば井地均しからず、穀錄平かならず、是故に暴君汚吏は其經界を慢にせり、經界既に正しければ分田制祿は坐して定まる可きなり、尙書周官を傳載する處、經國の典亦皆重きを田產に制し、經界を正すに注ぎ、漢の光武は度田を實行し、晉は庚戌を用つて土斷し、唐貞觀中授田の法、明洪武中の魚鱗冊は皆田賦を整理するの善政なり、即ち東西各邦に就きて見るも、制田の政に於ても、亦至りて纖悉を爲せり、此れ實に仁政の始基なり、惟、明末より以來各處の田畝まだ清理せざるもの時を爲す已に久し、上中下九則の地質多く、混淆あり、弓を縮め弓を寬ふするの丈尺亦劃一せず、是に於て豪强隱に占め、貧弱虧を受け飛灑倒累し、流弊日に滋くし、前清の時、胡林翼の湖北を撫し、張之洞の山西を撫するや皆田畝清理を以て行政の要務とせるは誠に以て故あるなり、近畿旗地、莊田、衙所、馬廠より各種地畝の名稱に及び尤も多し、往々私に相販賣し、冊ありて地なく、令申虛に懸り、名禁じて實墾し、加ふるに河道の變遷、邊垣の開拓を以てし、昔膏腴にして今水衝沙壓と成るものあり、舊と澤藪山場にして今稻粱を蠶ゆる者あり、更に契由隱詭、過割清からざるあり、或は糧なきの地に種へ、或は地なきの糧に納め、清理を爲さゞれば、必ず病民病國に至らん應に先づ京北の區より清丈（土地整理）を籌辦し、內務部財政部をして會同の上辦法を酌定特に人を派し、局を設け制を編し、先づ各種の地畝に就き最も混淆たる處は妥當に辦理をなし、總て田制の清審し、民累の蠲除し用つて經訓に符し經界を釐し、仁政の意を實行するを期す云々」而して以上、田賦整理の議は、最初、山東巡按使禁儒楷によりて始られしが如きも其實、北京政府は既に早くより此計畫を有せしものにして、當時、政府當局者が發表せし理由としては、凡そ世界各國の銀價は金價に從つて消長す、然るに明末、清初の際の金價一兩は銀八兩に値し、清光緒初年は銀二十兩に値し、最近に至りては、金一兩は銀四十兩に當れり、然かも銀の市價變化する結果、收入上の不足を生ずるに、至る、斯くて國用の不足を補充すること能はざること、之が第一の理由たり、第二の理由は、凡そ稅收入は物價を以て標準とせり、然るに清の乾隆時代と今日の物價とを比較するに、米一石は約銀一兩なりしに、光緒時代には其倍額銀二兩となり、今日は四兩以上となれり、田賦獨り舊例を以て限りとなすに於ては國用の不足は何を以て補充し得可きやと云ふにあり、尙ほ經界局の事業は三期に分ち、

第一期に於ては(一)全國の情形及び習慣を參酌して標準畝法を制定し、(二)全國田地收入の比差を調査し田地若干等に分つことを議定し、(三)各省田賦徵收現況を參照して各等田地課賦の定率を議定し、第二期に於ては(一)全國田畝の清丈を實行し(二)各田畝の等數を審定し(三)全國田畝徵收冊を改編し、第三期に於ては(一)新賦を徵收する時の一切の事項を籌し(二)田賦徵收手續を劃一し(三)平餘、耗羨及名耗等の各名自然取消すにあり、之れを要するに左に示すが如き田賦の收入(民國四年度豫算)が

奉天	九四〇、二五六元	安徽	二、四八四、三三〇元
黑龍江	三六九、九一七	山西	五、四一八、五二二
京北	五、〇八三	陝西	二、八五五、六〇七
新疆	二二四、八三三	山東	六、六八七、四二二
蘇江	四、一八二、三七五	河南	七、六六九、九六〇
湖北	二、一四九、一七三	甘肅	三九五、六〇〇
四川	三、六三七、二〇〇	福建	一、九〇九、九一三
廣西	七〇四、七一二	江西	四、三八二、五五七
貴州	三三六、二四五	湖南	二、二三五、〇一二
察哈爾	一五、二〇七	廣東	二、五七八、〇五三
吉林	七九一、二二三	雲南	一、二七三、九三七
直隸	四、六六七、七五五	熱河	一〇二、〇〇八
江蘇	八、六六一、四四五	綏遠	一〇、九七八
總計	六五、一七一、三一六		

假りに「ロバート、パート」が千九百四年に公にせる處に從つて、四億兩即ち米金にて二億六千萬弗の實收入(氏の計算は支那全部の耕地面積を六億六千六百萬「エーカー」として一畝に對する課稅〇、一〇兩、即ち一「エーカー」に對して〇、六〇兩)に增加すとなすも、然かも此結果を見る爲めには九千萬方支那里の全部を丈量するに少くとも十年以上の日子を費さゞる可からず、加ふるに前戶部の魚鱗冊即ち土地臺帳が燬去せられしことは、此事業をして更に長期に至らしむるに至り、其經費の如きも三千五百萬元(豫定年限を七年としての計算)以上に達するや明かなり、況んや其間或は前清咸豐同治時代に見し江蘇の土地整理の如き弊害生ぜずとも計られず、斯くの如きは最近「クリス」が論ぜるが如く田賦其者は財源としては誠に好個の資格を有するものなるも、然かも、支那目下の財政難を救濟する爲めには頗る迂遠なる財源と稱せざるを得ず。(二)

H. E. T. Williams, Taxation in China' (The Quarterly Journal of Economics. Vol. XXVI. p. 492)

W. v. Kries, Ueber Volks und Staatshaushalt Chinas. s. 130.

以上、述べたる地租即ち田賦に次ぎて、支那財政上最も主要なる地位を有するものは鹽稅なりとす、蓋支那にありて鹽稅なるものは最も古き歷史を有し、既に周の時代に於て「鹽人」なる官制あり、又管仲の如きは鹽取扱商人に課稅するによりて齊の財源をして著しく豐富ならしめしことあり、其後、秦、漢、三國の時代を經て唐の如きは歲入の約半數は鹽稅によりて充たさるゝに至れり、降て現時に至る迄、鹽は最も有力なる課稅物と見做されしものなりとす、而して支那政府は最近鹽政の統一を計ると共に、鹽稅收入を增加せしむる目的を實現する爲め民國二年十二月二十四日を以て鹽務條例なるものを發布せり、即ち同條例の第二條及第三條によれば、全國を分ちて第一區、第二區となし、前者に編入せらるゝものは奉天、直隸、山東、山西、甘肅、陝西、江蘇の淮北各產鹽地方、吉林、黑龍江、河南、安徽の皖北各銷鹽地方、後者に屬するものは江蘇の淮南、兩浙、福建、廣東、四川、雲南、各產鹽地方、安徽の皖南、江西、湖北、湖南、廣西、貴州の各銷鹽地方にして、又鹽稅率は從來劃一を欠ぎ、每百斤に就き多きは五元、少きは一元なりしが之れを總て二元五角と規定するに至れり、右は財政部鹽政顧問たりし「ジンベル」の均一鹽稅案を採用せしが如し、其後政府、更に鹽專賣の利益あるを信じて之れが實施の爲め、既に草案を擬定せしが、由來、鹽戶、鹽商、鹽吏の勢力ある同國にありては、當分これを放棄するの已むを得ざるに至りしものなりとす、而して以上の條例發布當時、即ち民國三年に於ける鹽稅收額は左の如し。

一月	二、七九六、四〇〇元	六月	四、九九五、三七四
二月	三、九一四、一〇九	七月	四、二六五、一三七
三月	三、八四七、八九九	八月	四、六九七、九一三
四月	四、四七三、一一〇	九月	四、八七九、一四四
五月	四、二九六、五〇〇	合計	四二、二二三、七四三

以上の收入には、十、十一、十二の三月を欠除せるを以て假りに此三ヶ月を合して千二百萬元とする時は、一年間の總額は約五千萬元以上に達せしことゝなる、但、此收入が全部政府の有たること能はざる理由は、實に外債借款の擔保に供せられし點にあり、即ち鹽稅を擔保として成立せる借款は左の如し。

年次	英獨借款	擔保鹽稅額
一八九八	公債一六、〇〇〇、〇〇〇磅（海關收入と共に擔保）	一、八〇〇、〇〇〇兩

一九〇一	義和團事變賠償公債	五〇、〇〇〇、〇〇〇磅（他物と共に擔保）	二〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇八	英佛京漢鐵道買收公債	六、〇〇〇、〇〇〇磅（他物と共に擔保）	二、三五〇、〇〇〇
一九二一	粵漢川漢鐵道公債	三、〇〇〇、〇〇〇兩	九五〇、〇〇〇
一九二一	兩江外債	二、〇〇〇、〇〇〇（宜昌鹽金）	四〇、〇〇〇
一九二一	湖南外債	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
合計			二六、八四〇、〇〇〇

尙ほ、以上の外、直隷外債に對して鹽稅五十萬兩、湖北外債に十萬兩其他各省の小借款に對して擔保せられしものゝ些からず、總て以上の合計たる二百七十八萬四千兩の外に千九百十二年のクリスプ借款一千萬磅、同年の六國銀行團の前渡金千二百六十六萬磅及千九百十一年の四國金貨公債の如き何れも鹽稅を以て擔保となせり、故に之れが爲めには毎月、二百四十萬元以上を各月の鹽稅收入額より控除せざる可からず、況んや、鹽の消費額は過去の經驗の吾人に示すが如く（獨逸にては一人に就き七、八―八、〇「キログラム」の狀態を示せり」著しき增減を有せざるものにして、加ふるに、支那に於ける鹽稅の負擔額は現時以上增率すること不可能なるを以て國家が更に之れによりて大なる收入を齎らすことは困難なりとす、既に田賦の增收にして多大の日子を經過するにあらざれば實現すること能はざる場合に於て、所謂、鹽稅にして彈力性を欠ぎし場合に於て、吾人は更に第三の財源として同國に於ける關稅を考察するの必要あるを信ずるものあり。（未完）